

組 合 員 各 位

## 勧 誘 方 針

東京都弁護士協同組合は次の7つの項目を遵守し、当協同組合の組合員（以下組合員という）に対し保険商品の適正な勧誘を行います。

- 1、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各法令を遵守します。
- 2、組合員のニーズにあった商品の提案に努めます。
- 3、組合員ご自身の判断でご契約いただくため、商品の内容・リスク内容・契約の内容など重要な事項をご理解いただけますよう説明に努めます。
- 4、勧誘の際は、時間帯や場所などご都合に配慮させていただき、組合員にご迷惑をおかけしないように致します。
- 5、組合員に関する情報は、業務上必要な範囲で収集・使用すると共に、厳重な管理を行うなど適正に取扱います。
- 6、本勧誘方針に沿った適正な勧誘を行うために、職員の知識の向上、法令などの遵守体制の強化に努めます。
- 7、今後も組合員により一層満足していただけるように努力してまいります。

以上

平成 18 年 12 月 1 日

募集代理店 東京都弁護士協同組合

TEL 03-3581-1218